

新型コロナウイルス感染症関連情報

新型コロナウイルス感染症 に関する支援

詳しくは各問い合わせ先にお尋ねください。

生活支援

特別定額給付金

家計への支援として、対象者1人当たり10万円を給付しています。

人 令和2年4月27日現在、三鷹市の住民基本台帳に記録されている方

¥ 1人10万円

申 5月29日に送付した申請書と必要書類を同封の返信用封筒で返送

問 三鷹市特別定額給付金コールセンター ☎29-9618



住居確保給付金

住宅を失った、または失う恐れが生じている方に、家賃相当額を支給します(収入・資産要件有り)。

¥ 上限(月額) 53,700円(単身世帯)、64,000円(2人世帯)、69,800円(3人世帯)(原則3カ月)

問 生活・就労支援窓口 ☎内線2678、2679



① 緊急小口資金

② 総合支援資金(生活費の貸し付け)

人 ①緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

②生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯

¥ 上限①20万円、②月額20万円(2人以上世帯)、15万円(単身)(原則3カ月以内)

申問 事前に三鷹市社会福祉協議会 ☎46-1108へ連絡のうえ、9月30日(水)までに申請書を直接または郵送で「〒181-0004新川16-37-1三鷹市社会福祉協議会」(元気創造プラザ3階)へ



子育て世帯への支援

子育て世帯への給付金

① 子育て世帯への臨時特別給付金(国支給)

② 子どものための給付金(市独自)

人 ①令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付は除く)の受給者、②令和2年3月31日現在、三鷹市に住民登録のある中学生までのお子さん

¥ ①②対象児童1人につき1万円

申 公務員以外の方=申請不要、公務員の方=①勤務先で受給証明を受けただうえ、6月30日(水)までに子育て支援課(市役所4階)へ、②申請書(6月1日に送付済み)を6月30日までに同課へ

問 同課 ☎内線2762



ひとり親世帯への支援

問 子育て支援課 ☎内線2754

生活・就労などに関する相談

母子父子自立支援員・自立支援プログラム策定員が相談を受けます(電話予約制)。

日 平日午前9時～午後5時



母子及び父子福祉資金(生活資金)

生活の安定を図るために必要な資金を貸し付けます。

人 母子または父子家庭などになって7年未満の方

¥ 上限(月額) 105,000円(生計中心者でない場合は70,000円。3カ月以内)



母子及び父子福祉資金、

女性福祉資金の償還金支払猶予

著しく収入が減少した方に対し、1年以内で支払いを猶予します。

ホームヘルパーの派遣

日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対し、ホームヘルパーを派遣します。

◇サービス内容

食事の世話、住居の掃除と整理整頓、洋服の洗濯、育児など

◇派遣時間・回数

午前7時～午後10時までのうち1時間～8時間(1時間単位で月12回まで)



◆派遣できる対象を拡充しました

親の就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる場合の派遣対象を拡充しました。

【旧】小学校3年生までのお子さんがあるひとり親世帯

【新】小学校6年生までのお子さんがあるひとり親世帯